

重要

令和3年3月31日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年4月6日AAより、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第7章 書類規定 第6条 抹消

- ① ナンバー付き成約車両に関し、出品店へ抹消を依頼する場合は、オークション終了後1時間以内に限りJU静岡商談コーナー及び事務局にて受付をする。
- 車検残が開催日の翌月末日迄の場合は出品店にて抹消
 - 車検残が開催日の翌月末日を超える場合は落札店負担にてJU静岡が抹消
(落札店自ら抹消登録したとみなします。尚、自賠償保険証明書は落札店のものとします。)

JU静岡にて抹消登録の代行を行う場合の抹消手数料は下記のように定める。

静岡ナンバー車両	3,500円	(税別)
静岡ナンバー以外の車両	4,500円	(税別)
軽自動車一律	3,000円	(税別)

* 出品店の依頼による場合も同様とします

変更箇所

* 抹消日は書類到着日の翌営業日以降になります。オークション開催日の翌月に抹消となる場合がありますので、同意いただける方のみお受けいたします。

- ② 車検が無く、現車に登録ナンバーが付いている場合は、落札店の申し出がない場合、すべて抹消扱いとする。

以上